

返戻金制度概要

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合（失踪を含む）、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙（㈱フルサポート）は、甲（人材紹介相手先）に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- 入社辞退、退職、解雇が
- 入社後 1ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 100%
- 入社後 1ヶ月以上 3ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 50%
- 入社後 3ヶ月以上 6ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 20%